

国自総第 272 号

国自旅第 119 号

国自整第 70 号

平成 18 年 9 月 15 日

一部改正 令和 2 年 11 月 27 日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車交通局長

自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について

道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）が平成 18 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条の 12 第 1 項の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので、今後、管下の運送者に行政処分等を行う場合は、この基準に従い行政処分等を行うこととされたい。

なお、本通達の基準による行政処分等は、平成 18 年 10 月 1 日以降の違反行為について、違反事実を確認したものから実施することとする。

記

1. 通則

- (1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、業務の停止、登録の取消しとする。

なお、これに至らないものは、警告とする。

- (2) 行政処分等を行う場合には、原則として運送者を運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局等に呼び出して業務の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から 3 月以内に報告を行うよう措置するものとする。

2. 業務の停止処分

- (1) 業務の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る事務所に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。
 - (ア) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合
 - (イ) 法第94条第4項の規定に違反して検査の拒否等をした場合
 - (ウ) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合
- (2) (1)(ア)及び(イ)の場合における処分期間は7日とし、(1)(ウ)の場合における処分期間は30日とする。

3. 登録の取消し処分

登録の取消し処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- (1) 法第79条の12第1項に規定する業務の停止の命令に違反した場合
- (2) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令に従わず行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- (3) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合
- (4) 法第94条第4項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法第78条第2号に規定する国土交通省令で定める者でなくなった場合
- (6) 法第79条の4第1項第1号、第3号、第4号又は第6号に該当することとなった場合
- (7) 不正の手段により法第79条の登録、法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録又は法第79条の7第1項の変更登録を受けた場合
- (8) その行う自家用有償旅客運送に関し、法第79条の4第1項第5号の協議が調った状態でなくなった場合

附則（令和2年11月27日 国自安第132号、国自旅第291号、国自整第216号 一部改正）

1. 改正後の通達は、令和2年11月27日から適用する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。